

秋田県公報

訓 令

秋田県訓令第十二号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年五月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程（昭和五十一年秋田県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第六生活環境文化部環境整備課秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年秋田県条例第三十三号）の項の次に次のように加える。

訓 令
秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令（二一・人事課）

目 次

| | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------|---------|--|
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号） | 1 対象建設工事の発注者からの申告の受理（第18条第2項） | 保 健 所 長 | |
| | 2 再資源化等の実施に関する助言又は勧告（第19条） | 保 健 所 長 | |
| | 3 再資源化等の方法の変更等の命令（第20条） | 保 健 所 長 | |
| | 4 再資源化等の実施状況に関する報告の徴収（第42条第2項） | 保 健 所 長 | |
| | 5 立入検査（再資源化等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）（第43条第1項） | 保 健 所 長 | |

別表第六建設交通部建設管理課建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の項中第十号を第十四号とし、第一号から第九号までを四号

ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

| | | | |
|-----------------------|--------|--|--|
| 2 第10条の施行に関する事務 | | | |
| (1) 対象建設工事の届出の受理（第1項） | 建設事務所長 | | |

| | |
|----------------------------|--------|
| (2) 対象建設工事の変更の届出の受理(第2項) | 建設事務所長 |
| (3) 分別解体等の計画の変更等の命令(第3項) | 建設事務所長 |
| 3 国等による対象建設工事の通知の受理(第11条) | 建設事務所長 |
| 4 分別解体等の実施に関する助言又は勧告(第14条) | 建設事務所長 |
| 5 分別解体等の方法の変更等の命令(第15条) | 建設事務所長 |

別表第六建設交通部建設管理課建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)の項に次の三号を加える。

| | |
|------------------------------------------------|--------|
| 15 対象建設工事の発注者に対する協力の要請(第41条) | 建設管理課長 |
| 16 分別解体等の実施状況に関する報告の徴収(第42条第1項) | 建設事務所長 |
| 17 立入検査(分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)(第43条第1項) | 建設事務所長 |

別表第六建設交通部建設管理課の項中「(平成12年法律第104号)」を削り、別表出納局管財課秋田県公害管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の項第二号を削り、同項第三号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同号を同項第一号とす。

附 則

この訓令は、平成十四年五月三十日から施行する。ただし、別表第六出納局管財課秋田県公害管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の項の改正規定は、同月二十八日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄